

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令要綱

第一 地方財政法施行令の一部改正

一 地方債の協議不要対象団体の判定のための実質公債費比率の数値を百分の十六から百分の十八に変更すること。（第四条関係）

二 地方債の協議不要対象団体の要件の緩和に関し、地方財政法第五条の三第三項及び第七項に規定する公的資金を定めること。（第七条及び第十八条の二関係）

三 地方債の協議不要対象団体の判定等の際に用いる標準的な規模の収入の額の算定方法を定める規定等について所要の見直しを行うこと。（附則第九条から第十三条まで関係）

四 その他所要の規定の整理を行うこと。

第二 総務省組織令及び財務省組織令の一部改正

一 総務省組織令に定める地方債課の所掌事務について所要の規定の整理を行うこと。（第五十九条関係）

二 財務省組織令に定める計画官の職務について所要の規定の整理を行うこと。（第五十五条関係）

第三 地方財政審議会令の一部改正

退職手当の財源に充てるための地方債の特例の期限を平成二十七年度から平成三十七年度に延長することに伴い、地方財政審議会の所掌事務について所要の見直しを行うこと。（附則第二条関係）

第四 附則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行すること。